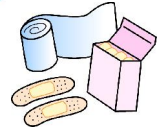




けがをしてしまったとき



【学校管理下でのけが】

日本スポーツ振興センター

より災害共済給付がされます。

※学校管理下とは・・・

- ①教育課程に基づく授業を受けているとき
- ②教育計画に基づく課外活動中
- ③休憩時間中や学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路及び方法による通学（登下校）中



概要

- ①日本スポーツ振興センターへの保護者の同意を得て契約加入が必要
- ②共済掛金 小中学生 945円のうち保護者負担460円
- ③学校管理下での児童の災害について給付
- ④「療養に要する費用」が5,000円以上の場合に給付対象
 - ※「療養に要する費用」とは、初診からから治癒までの医療費総額（医療保健で10割分）
 - ※「療養に要する費用」が5000円未満（自己負担3割で1,500円未満の場合）は給付対象とはなりません。
- ⑤請求手続きは、必要な書類（医療機関の証明等）を提出いただき学校で行います。
- ⑥災害の種類は、負傷・疾病・障害・死亡となります。
- ⑦共済給付を受ける権利は、事由発生日から2年間有効です。



詳しくは、配布パンフレット又は担当養護教諭まで

下校後



【学校以外のけが】

PTA 安全互助会

より傷害見舞金が給付されます

概要

- ①学校管理下外でおきた傷害事故及び死亡した児童及びPTA主催(共催)行事へ参加活動中の事故および死亡したPTA会員へお見舞い金が給付されます
- ②会費はPTA会員1家庭200円、児童生徒1人420円
- ③資格期間 4月1日～翌年3月31日

※平成20年度より制度変更がある予定です。

詳しくは、PTA総会時配布パンフレット又は担当教頭まで

